

国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで
昭和 48 年当時、未納とされている期間について調査を依頼したところ、記録の誤りが判明し、納付済みに記録の訂正が行われた。その結果、未納とされている期間は消滅したものと認識していたが、記録の訂正後の納付状況を「国民年金保険料納付証明」として書面で交付してもらったところ、依然として申立期間については未納とされていた。しかし、行政側から未納があるとの指摘はなく、同証明書の交付後、未納とされている期間については納付している旨を説明してきたところだが、納付済みとは認められていない。

昭和 36 年 4 月から 60 歳まで全期間納付してきたのに申立期間が未納とされていることについては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年に、未納とされている期間の解消を図るべく努めており、その結果、当初未納とされていた 38 年度分が納付済みに記録訂正された経緯がある。

また、申立人は、昭和 39 年 11 月に 38 年度分を一括納付し、47 年 5 月には申立期間を含む 3 年分の妻の保険料を納付している。いずれの時も申立人が申立期間の保険料を納付することは容易だったことを踏まえると、行政側から未納があるとの指摘を受けたことはない旨の申立人の主張に不自然さはなく、申立期間の 6 か月は未納でなく 48 年に併せて記録を訂正すべきであったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、申立内容のとおり昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで申立期間の 6 か月を除いては未納期間が無く、妻も申立人の申立期間を含む全期間について納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から52年3月まで
昭和48年6月に自営業を営み始め、それから間もなくして国民健康保険に加入しようと思い市役所に行ったところ、国民年金への加入を勧められたので、同じ日に国民年金にも加入し、保険料を納付してきた。また、妻の姉は、自分達夫婦が納付していることを聞いて国民年金に加入したと言っており、その姉が昭和49年より納付済みとなっている以上、未納となっていることは間違いである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入したのと同じ日に加入したとする国民健康保険については、申立人の主張するとおり、昭和48年7月3日に加入手続が行われ、その加入日は、国民年金の資格取得日と同じ昭和48年6月26日と確認できるとともに、申立人の後に国民年金に加入したとする申立人の配偶者の姉についても、昭和49年から国民年金に加入していることが確認できる。また、申立人の主張する納付の状況（国民年金保険料額、納付方法等）についても、確認できた当時の状況と合致し、申立内容の全体を通じて申立人の主張に矛盾は見られない。

さらに、申立人及びその配偶者について、申立期間を除く国民年金加入期間における国民年金保険料の未納は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年3月まで

昭和48年6月に自営業を営み始め、それから間もなくして国民健康保険に加入しようと思い市役所に行ったところ、国民年金への加入を勧められたので、同じ日に国民年金にも加入し、保険料を納付してきた。また、私の姉は、自分達夫婦が納付していることを聞いて国民年金に加入したと言っており、その姉が昭和49年より納付済みとなっている以上、未納となっていることは間違いである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入したのと同じ日に加入したとする国民健康保険については、申立人の主張するとおり、昭和48年7月3日に加入手続が行われ、その加入日は、国民年金の資格取得日と同じ昭和48年6月26日と確認できるとともに、申立人の後に国民年金に加入したとする申立人の姉についても、昭和49年から国民年金に加入していることが確認できる。また、申立人の主張する納付の状況（国民年金保険料額、納付方法等）についても、確認できた当時の状況と合致し、申立内容の全体を通じて申立人の主張に矛盾は見られない。

さらに、申立人及びその配偶者について、申立期間を除く国民年金加入期間における国民年金保険料の未納は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 12 月から 46 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 46 年 8 月まで
近所の人からの情報により、国民年金制度を知り加入した。その際、国民年金手帳が交付され、毎月、市役所の出張所で納付しており、昭和 46 年 8 月まで未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、その内容（国民年金保険料額、納付方法、国民年金手帳の色等）も、確認できた当時の状況と合致し、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

また、申立人は、自分が加入したこととなっている昭和 46 年 9 月には、古い手帳から新しい手帳に切り替わった旨主張するところ、昭和 46 年度には、古い手帳の更新が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、任意加入期間を含め国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年3月まで

昭和46年11月に結婚し、47年1月頃に国民年金保険料の未納分の通知が届いたため市役所で納付したが、申立期間について未納とされている。申立期間のうち、昭和46年度分については、結婚後記載している当時の家計簿に国民年金保険料を支払った記載があり、また、昭和45年1月から46年3月までの分については、国民年金の加入手続及び納付も実家の母がしてくれたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を納付している上、申立期間の一部及び昭和47年4月から61年3月までの期間は、任意加入期間であり、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が昭和46年11月に結婚するまで申立人と同居をしていた母親は、申立期間を含む国民年金の被保険者であった期間について、すべて納付している。

さらに、申立期間のうち、昭和46年度分については、結婚した昭和46年11月以降継続的に記載している家計簿に、国民年金保険料の支出の記載があり、その金額は当時の保険料とおおむね合致しており、これらを踏まえると、納付していることが認められる。そうすると、それ以前の期間についても、昭和46年度分と継続する期間であるから、申立期間全体の納付記録に誤りがある可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から同年11月までの期間及び42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から42年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで

昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、昭和43年度分の領収書を2枚持っており、このうち1枚は、41年度の未納期間の保険料を納付したもののはずである。

また、昭和42年10月から43年3月までの保険料については、未納とされているが、領収書を持っており、納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月に郵便局で、45年7月に歳入代理店でそれぞれ納付した昭和43年度分の領収書を所持しているが、二重に納付された保険料が還付された事実はない。45年7月の領収書は、41年度の様式である上、45年7月から特例納付が可能であったことを踏まえると、45年7月に支払った保険料が43年度分として二重に納付されたとするのは不自然であり、その時点で未納であった当該納付金額に相当する41年6月から11月までの6か月分の保険料が特例納付により納付されたものと考えられる。

また、昭和42年10月から43年3月までの期間については、申立人が所持する領収書には一部漏れがあるものの、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められ、納付がなされていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から同年11月までの期間及び42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年3月まで

昭和47年8月より、卸売市場内で青果業を営むことになったことから、国民年金事務組合を通じて国民年金保険料を納付している。また、当時、会計士に作成してもらった確定申告書(控)においても、国民年金保険料の納付が確認でき、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料の納付を委託していたとする国民年金事務組合については、申立期間当時、国民年金保険料の納付を被保険者の委託を受けて行っていたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和49年分、50年分、53年分の確定申告書(控)においては、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額と一致している。

確定申告書(控)の存しない申立期間についても、申立期間を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、確定申告書(控)の対象となっている期間と同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

さらに、申立人及びその配偶者は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年3月まで

昭和47年8月より、卸売市場内で青果業を営むことになったことから、国民年金事務組合を通じて国民年金保険料を納付している。また、当時、会計士に作成してもらった確定申告書（控）においても、国民年金保険料の納付が確認でき、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料の納付を委託していたとする国民年金事務組合については、申立期間当時、国民年金保険料の納付を被保険者の委託を受けて行っていたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和49年分、50年分、53年分の確定申告書（控）においては、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額と一致している。

確定申告書（控）の存しない申立期間についても、申立期間を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、確定申告書（控）の対象となっている期間と同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

さらに、申立人及びその配偶者は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 53

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所より昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間について、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、当時、母が国民年金保険料を納付しており、国民年金手帳の当該期間は「前納」と表示されている。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄には、申立期間である昭和 36 年 4 月分から 38 年 3 月分まで「前納」と押印されており、この押印は申立人が申立期間後の 38 年 7 月に 48 年 6 月までの 10 年分を現金により前納した際のもと同じであるから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付していたことは明らかである。

しかしながら、申立人が 20 歳に達する前の昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までは被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁に照会したところ、妻とともに昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月が未納となっていることが分かったが、申立期間を含めた全期間について完納しており、昭和 40 年 4 月以降は妻の分と一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、3 か月の申立期間を除き、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 5 年 11 月までの 365 か月分（厚生年金加入期間の 16 か月分を除く。）の国民年金保険料をすべて納付しており、妻も昭和 40 年 4 月から同じく 60 歳到達の前月である平成 6 年 3 月までの 345 か月分の保険料をすべて納付している。

また、昭和 57 年度から 61 年度までの国民年金保険料については夫婦共に前納しているほか、保険料の改定があった昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの保険料についても差額分を含めて一括して納付しているなど保険料を支払う意欲は高いものと認められる。

さらに、夫の厚生年金期間を除いて夫婦の国民年金保険料の納付状況は同じであり、夫が昭和 40 年 4 月以降、妻の分と一緒に納付していたとする主張には不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

埼玉国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁に照会したところ、夫とともに昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月が未納となっていることが分かったが、申立期間を含めた全期間について完納しており、昭和 40 年 4 月以降、夫が私の分も一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、3 か月の申立期間を除き、昭和 40 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 6 年 3 月までの 345 か月分の国民年金保険料をすべて納付しており、夫も国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から同じく 60 歳到達の前月である平成 5 年 11 月までの 365 か月分（厚生年金加入期間の 16 月分を除く。）の保険料をすべて納付している。

また、昭和 57 年度から 61 年度までの国民年金保険料については夫婦共に前納しているほか、保険料の改定があった昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの保険料についても差額分を含めて一括して納付しているなど保険料を支払う意欲は高いものと認められる。

さらに、夫の厚生年金期間を除いて夫婦の国民年金保険料の納付状況は同じであり、夫が昭和 40 年 4 月以降、妻の分と一緒に納付していたとする主張には不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

埼玉国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月

社会保険庁に照会したところ、当初、昭和52年4月分から同年10月分及び53年3月分が未納とのことであったが、その後、52年4月分から同年10月分は国民年金保険料の領収書があり、納付済みに記録が訂正された。保険料は今までずっと納めてきたので、昭和53年3月分のみ未納扱いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和53年11月、A市からB市に住所変更する際に、A市から申立人に交付された通知文「国民年金納付状況について」において、53年3月分は納付済みと記載されている。

また、当初未納とされていた期間のうち、昭和52年4月分から同年10月分は、所持していた領収書により納付済みに記録が訂正されている。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間と任意加入対象期間を除き、保険料はすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

鳥取国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 36 年 4 月から 61 年 10 月まで、厚生年金、国民年金に加入していたが、社会保険庁から、57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答があった。

領収書等は所持していないが、市町村の納付書により、銀行で払っており、未納となっていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ、国民年金加入期間約 24 年間のうち 3 か月と短期間である。

また、同じく国民年金に加入していた夫は申立期間当時、既に死亡しているが、昭和 36 年 10 月から 53 年 2 月まで約 17 年間、国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人は、当時旅館を経営しており、国民年金保険料を含むすべての支払事務を銀行の担当行員に依頼していたと認められ、申立期間に限り国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鳥取国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 7 月まで

昭和 52 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料について、市町村の納付書で定期的に庁舎内の銀行等で納付していたので、未納となっていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から平成 10 年 9 月までの間、任意加入の対象となる 2 か月が未加入であることのほか、申立期間を除き、国民年金あるいは厚生年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、勤務していた会社の社会保険加入に向けてその事務を担当していたこと（申立期間直後の昭和 52 年 8 月から厚生年金加入）、さらに、申立期間当時、母子年金を受給していたことが認められ、申立人は年金制度の重要性を認識していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鳥取国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 39 年 3 月まで

昭和 36 年 10 月から国民年金に加入していたが、社会保険庁から、同月から 39 年 3 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答があった。当時は市町村で夫の分を含め国民年金保険料を納付しており、未納とされていることには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているが、その納付状況をみると、社会保険庁の記録上、昭和 44 年 7 月に一括納付したこととなっている。しかし、その時点においては制度上、時効により納付は不可能であることから、社会保険庁の記録自体に矛盾が認められ、申立期間については過去にさかのぼって一括納付したものではなく、市町村で夫分も含めて納付していたという申立人の主張も十分信用できる。

また、社会保険庁の記録では、申立期間直後の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの申立人と夫の年金記録（納付月と免除月の配列）が相違しているが、市町村が保管している国民年金被保険者名簿では、申立人の主張どおり、申立人と夫の年金記録は同一であり、その期間についても社会保険庁の記録に誤りがあることが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 44 年 12 月までの期間及び 46 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 44 年 12 月まで
昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 46 年 9 月に転居した際、役所の受付の人に国民年金加入を勧められ、「今なら 20 歳までの 4 年間分をさかのぼって支払うことができる」と言われたため、当時自分には大金であった 2 万円程度を夫に負担してもらい納めた記憶がある。

納めたはずの 4 年分のうち、昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの 1 年 3 か月分のみ納付になっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外は 8 か月の免除期間を除き、国民年金に加入したすべての期間の保険料を納付している。

申立人は、昭和 46 年 9 月当時、保険料を夫に負担してもらい 20 歳までの 4 年間分をさかのぼって納めた記憶があり、その金額は、当時、20 歳までさかのぼって支払うべき保険料の額とほぼ一致している。かつ、申立人の夫の資産状況から判断すれば、一括して納付することも可能であったと考えられる。

また、申立人が一括して納付したとしている昭和 46 年当時は、特例納付の実施時期でもあり、区役所等では、未加入者に対して、特例納付等による加入勧奨を行っていた時期である。

さらに、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和 47 年 3 月に、未納期間 4 年 4 月のうち、途中の 15 か月分の保険料を納付したとなっているが、途中の期間のみ納付して、その前後を納付していないのは不自然である。したがって、申立人のこの点に関する主張は合理的であると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月

昭和45年11月に国民年金に任意加入後、保険料はすべて納付してきたはずである。当時より家庭の経済状況は全く問題がなく、任意加入して2年足らずで、1か月分のみ未納があることについては納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は昭和45年11月に国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間は、任意加入の期間であり、保険料を納付する意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から同年 9 月まで

私は、昭和 36 年 6 月 12 日に国民年金に加入し、記憶によれば、36 年 6 月から同年 9 月までの申立期間については、年 2 回実施されていた集合徴収の会場で納付していたはずである。

また、昭和 50 年 10 月に市町村役場に行って、役場からもらった納付書で国民年金保険料を一括で特例納付しているが、申立期間については、特例納付書に記載が無かったため納付しなかった。

特例納付書に未納期間として記載されていないのは既に納めているからであり、未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

国民年金手帳の記号番号は、昭和 37 年 3 月に払い出されており、申立人は、37 年 5 月から 45 年 3 月までの保険料を 50 年 10 月に一括で特例納付している。その際、あえて申立期間の 4 か月分を除いて特例納付したとするのは不自然であり、市町村役場で受け取ったとされる特例納付書には、申立期間を除く期間について納付するよう明記されていることから、記載の無い期間は納付されていたものと考えられる。

また、当時の納付組織における保険料の集金方法も申立内容のとおり、集合徴収を実施していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月

国民年金納付記録について、社会保険庁に照会したところ、昭和58年9月の1か月が未納となっていることが分かった。当時は、任意加入中であり、他の期間については完納していたので、この1か月だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人が国民年金に加入していた昭和50年4月から58年11月までは、任意加入期間であったにもかかわらず、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を納付する意欲が高かったものと考えられる。

また、保険料納付日を確認できる昭和50年4月から57年8月の間、保険料はすべて納付期限内に納められている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

私が、商売や家計を把握しており、夫の分と一緒にまとめて保険料を納めたはずである。夫については、申立期間中の国民年金保険料を納付しており領収証もある。自分の分だけ納めていないということには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 6 月 30 日に夫と連番で国民年金手帳が発行されている。申立期間は、申立人及びその夫にとって過年度納付期間に当たり、夫については、国民年金手帳発行日に特例納付期間分（昭和 45 年 3 月分）とともに郵便局において一括納付されている。

また、国民年金手帳の検認記録により、申立人は、申立期間以外の期間について夫と同じ日に保険料をすべて納めていたことが確認でき、基本的に、申立人が夫婦一緒に保険料を納めていたものと認められる。

さらに、申立人は、申立人自身の母親の国民年金保険料についても、昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの分を、申立人の夫の過年度納付期間分及び特例納付期間分を納付した日と同じ日に、同じ郵便局において特例納付しており、加入期間すべてについて納付済みである。

これらのことから、同居の夫及び母親の保険料と一緒に、申立人が自身の保険料を昭和 47 年 6 月 30 日に納めたという申立ては信用に足ると認められ、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から昭和 47 年 3 月まで

申立期間については、「国民年金保険料収納記録」には領収済みの押印があり、また、昭和 38 年 4 月分以降、国民年金保険料の未納は無い。当時は、国民年金保険料を自治会の保険料集金担当者に預けており、一部の期間のみ未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が保有する「国民年金保険料収納記録」において申立期間中に押印されている「納付済」の印影は、保険料収納時に市役所が使用していた印であることが確認されている。

また、申立人は、国民年金の任意加入期間である昭和 40 年 11 月から 49 年 1 月までの期間と強制加入期間である 49 年 2 月から 51 年 2 月までの期間については、申立期間を除き未納期間が無い。

さらに、申立人が居住する市では、昭和 46 年当時、自治会を通じた納付が行なわれていたほか、申立人が主張している集金額も当時の保険料額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月

平成 4 年 7 月から、昭和 57 年 7 月分からの国民年金保険料の免除期間分を追納してきた。昭和 59 年 1 月分のみ追納扱いされていないことは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立期間前後においてはすべて追納している。

また、追納は、任意に申込みを行い承認を得る必要があるが、申立人はこの手続を行っている。さらに、申立人は、申立期間を除き、昭和 57 年 7 月分から 61 年 3 月分までの国民年金保険料を、平成 4 年 7 月から 8 年 3 月までの間に追納しているが、追納を行った期間において、申立人及びその配偶者は、現年度の国民年金保険料について納期限内に納付していることが確認できる。これらの事実からすると、申立人の納付意識は極めて高かったものと認められ、昭和 59 年 1 月分のみを追納しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

大分国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人は、遅くとも昭和 60 年 4 月には資格を取得し、同月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、資格記録及び納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月

私は、A市の国民年金担当係を訪れ、任意加入の手続をした。そして、納付書をもって、昭和 60 年 4 月及び 5 月の 2 か月分の保険料 13,480 円を納付し、その領収書を持っている。また、当時の家計簿には、上記国民年金保険料の支出額が記載されている。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を納付している。

申立人の資格取得日は、国民年金原簿に昭和 60 年 5 月 28 日と記録されているが、申立人は、同年 4 月及び 5 月の 2 か月分を支払ったことを示す国民年金保険料の領収書を所持している。また、申立人の当時の家計簿には、同じ金額を国民年金保険料として支払ったことが記載されている。以上のことから、申立人は、遅くとも同年 4 月には資格を取得し、同年 4 月、5 月の 2 か月分の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に資格を有し、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月まで

昭和 47 年 11 月に国民年金の加入期間を確認し、昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月までの分の納付を行ったが、その際に、社会保険事務所と市役所の双方から未納期間が無い旨の説明を受けている。このため、当該申立期間が未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 9 月に 47 年 4 月から 49 年 3 月までの分の国民年金保険料の納付を一括して行っているが、そのうちの 3 か月分(昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで)については特例納付である。特例納付は「先に経過した月の分から順次行うもの」とされていることから、その時に申立期間が未納であったとしたなら、それに充当されるべきものである。このため、社会保険事務所では、その当時、申立期間が未納でないことを認識していたのではないかと推認される。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、中でも昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月までの分については任意加入による納付であることから、納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 45 年 10 月 1 日及び 48 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、昭和 45 年 9 月の標準報酬月額については 4 万 5,000 円、48 年 3 月の標準報酬月額については 6 万 4,000 円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社 B 支店（営業所）に勤務していた期間の厚生年金被保険者記録を確認したところ、組織変更があった前日の昭和 45 年 9 月 30 日及び退職日の 48 年 3 月 31 日にそれぞれ資格喪失となっている。しかし、実際には、組織変更後も継続して勤務しており、また、退職は同年 3 月 31 日で、資格は同年 4 月 1 日に喪失している。厚生年金基金の記録でも、加入期間は途中途切れておらず、資格喪失は昭和 48 年 4 月 1 日となっている。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、雇用保険の被保険者期間は昭和 43 年 10 月 1 日資格取得、48 年 3 月 31 日離職となっており、申立人は A 社に 43 年 10 月 1 日に入社し、48 年 3 月 31 日に退社したことが確認できる。

また、厚生年金基金連合会（現企業年金基金連合会）が保管する厚生年金基金加入員台帳によれば、A 社 B 営業所から B 支店に組織変更が行われた昭和 45 年 10 月 1 日に資格喪失、同日に資格取得となっており、被保険者期間に途切れは生じていない。また、退職時の資格喪失は 48 年 4 月 1 日と確認できる。

なお、当時、資格得喪届は、複写式の届出様式により、同一内容のもの

が社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき加入員台帳に記録している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 45 年 10 月 1 日及び 48 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 45 年 9 月の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票において 45 年 9 月 1 日に 4 万 5,000 円に改定されたことが確認できることから、4 万 5,000 円とすることが妥当である。また、昭和 48 年 3 月の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票において 47 年 9 月 1 日に 6 万 4,000 円に改定されたことが確認できることから、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

秋田国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間が国民年金に未加入となっている。しかし、同期間は、4 月に市町村役場の臨時職員として採用され、役場職員から、正職員となるまでの 1 年間、国民年金となる旨の説明を受け、加入手続を行い、夏頃、1 年分の保険料をまとめて納付した記憶がある。

当時の国民年金保険料の領収証は無いが、市町村長の発行した昭和 60 年の源泉徴収票が残っている。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた市町村長が発行した昭和 60 年の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」欄の金額は、同年中に支払われるべき国民年金保険料と国民健康保険税等との合計金額とほぼ一致するものとなっている。また、当時、申立人とともに臨時職員となった元同僚による「一緒に国民年金加入手続を行った」との証言があり、元同僚については保険料納付の事実が確認されている。

さらに、申立人は申立期間を除き、国民年金の加入期間についての保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 1 月まで

申立期間については、両親とともに地域の納税組合を通じて国民年金保険料を納付していた。両親は未納が無く、自分だけ 4 か月未納というのは疑問である。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の両親が加入手続を行ったものと認められるが、申立人も両親とともに納税組合へ納付していたことについての記憶が鮮明であり、申立内容のとおり、申立人の居住していた地域に納税組合が存在していたこと、また、取りまとめ役の家があったことなどが確認できる。

また、当時同居していた両親は全期間納付済みであり、申立人のみ 4 か月未納というのは不自然である。さらに、申立人は申立期間の前後について 1 か月を除いて未納期間はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月及び同年 10 月から 53 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月
昭和 52 年 10 月から 53 年 4 月まで

昭和 52 年 3 月に国民年金に加入し、保険料をきちんと納めていたが、記録照会により、52 年 3 月から 53 年 4 月までの期間が未納との回答をもらった。当時は、厚生年金の非適用事業所に勤務していたため、自ら国民年金の加入手続を行っていた。その後、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの領収書が見付かり、納付済期間として訂正された。領収書は無いが、昭和 52 年 3 月及び 52 年 10 月から 53 年 4 月までの国民年金保険料について、未納とされていることは納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 6 月以降、厚生年金と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行っており、申立期間を除き国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。また、当初未納とされていた昭和 52 年 3 月から 53 年 4 月までのうち、申立期間を除く 52 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月分については領収書が見付かり、平成 19 年 6 月に納付済みに記録が訂正されている。

さらに、年度内の一部に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 51 年 4 月の結婚を契機に、同年 8 月に夫婦で国民年金の加入手続をした。

社会保険庁の記録によれば、昭和 51 年 4 月から同年 6 月の間、妻は納付となっているのに、自分の分だけ未納となっていることは考えられず、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 8 月に妻とともに国民年金の加入手続をし、同年 11 月 27 日には、その時点で納付できる 49 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料を、妻の分とともに、現金で過年度納付している。また、それ以降、申立期間（3 か月分）の申立人の保険料を除き、申立人及びその妻は、すべての期間について保険料が納付済みとなっている上、社会保険庁の記録で申立人夫婦の納付方法が確認できる平成 7 年度以降、納付年月日は口座振替及び現金納付とも同一であり、基本的に夫婦一緒に納付していたものと認められる。

さらに、当時、申立人夫婦は、生計を同じくする申立人の両親とともに自営業を営んでおり、申立人の両親は、申立期間のみならず、すべての期間納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 43 年 3 月まで

私は、夫と結婚した昭和 39 年 4 月に国民年金加入の手続を行い、以後、保険料をずっと納付してきた。国民年金加入当初は、保険料を集金人の女性に支払っていたが、社会保険庁の記録では申立期間の保険料が未納となっていることが判明した。

保険料の領収書は残っていないが、家計簿には当時の保険料の納付年月日及び納付額が記載されており、未納となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、約 34 年間、国民年金保険料をすべて納付している。

申立人から提出された家計簿は、6 年以上の期間に及び、国民年金手帳により納付が確認可能な納付記録が存在する約 2 年間については、家計簿に記載された保険料納付年月日と国民年金手帳の検認年月日がすべて一致している。また、この家計簿には、申立期間の分を含めた保険料納付額についての記載があり、その金額は納付すべき保険料額におおむね一致している。以上からすると、この家計簿の信頼性は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料を遅れることなく、すぐに銀行で納付していた。夫の年末調整でも国民年金保険料を納付したことを税申告しており、未納とは考えられない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録については、当初、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの分についてはすべて未納とされていたが、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの分について、60 年 7 月に納付済みに訂正されている。また、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの分について、申立人が、所持していた領収書により、平成 19 年 6 月に納付済みに訂正されており、昭和 59 年度の納付分について訂正が 2 回行われている。

さらに、申立人から提出された昭和 59 年源泉徴収票(写)及び昭和 60 年度特別徴収税額通知書(写)に記載された申告額は、当時の国民年金保険料額と合致している。

納付状況についても、申立人は昭和 58 年 6 月 18 日の任意加入以降、申立期間を除いて未納期間はなく、昭和 60 年度については前納しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、昭和42年1月に結婚し、国民年金に任意加入する手続を行った。

結婚後、すぐに家計を任されたこともあって、同居していた夫の両親の分も併せて国民年金保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、昭和42年4月から43年3月までが未納となっていた。

夫の両親の納付状況をみると、いずれも、申立期間を含むすべての国民年金被保険者期間は納付済みとなっている。

私の分だけ未納となっていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、結婚後、申立期間のみであり、申立人は、申立期間後約36年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人は、夫から家計を任され、同居していた夫の両親の国民年金保険料と併せて納付しており、夫の両親は、申立期間を含む国民年金の被保険者であった期間について完納している。

さらに、申立期間は夫が厚生年金に加入中で任意加入期間であり、申立人の納付意識は高かったと考えられる上、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで

私は、妻と結婚した後、昭和 36 年 4 月以降の分の国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきた。結婚当初から保険料納付の管理はすべて妻が行っており、申立期間についても、妻は、私の分と一緒に昭和 47 年 6 月に特例納付したとしており、妻は納付済みとなっている。私の分だけ未納ということは考えられず、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和 37 年 1 月に、結婚直前の 36 年 4 月分から同年 12 月分までの保険料を妻と同一日に納付していることが確認できるとともに、申立期間後についても、妻が厚生年金に加入する 42 年 10 月までは、夫婦の保険料納付年月日は同一であることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられることから、申立期間について夫婦一緒に特例納付により納付したという申立人の主張には合理性が認められる。

また、申立人は、厚生年金に加入するまでの間について、申立期間の 3 か月分及び厚生年金加入直前の 1 か月分を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻は、申立期間分を含め納付済みとされており、満 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで
60歳になった頃に申立期間の保険料が未納であることを知ったが、20歳の時からずっと納付してきたと思っていた。

昭和45年に結婚するまで両親と同居しており、父親がお金の管理をしていた。両親は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっているのは納得できない。父親が私の保険料も一緒に納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。